



ア. [パンフレット](#)【※簡単なお案内のみ】(A4表裏、PDF形式)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>

2 申請手続きが変わりました

(1) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)をご用意ください。戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)では受付できません。【注意:有効期間内の切替更新の場合、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は[以下のサイトをご活用ください](#)。

URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

引き続き、大使館等から連絡を受けられる体制を維持していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

在キルギス日本国大使館

所在地:ビシュケク市タシュケント通り35/1

35/1 Tashkent Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号:(0312)375515 FAX:(0312)375518